



令和7年6月23日  
午前10時

## 令和7年度地域おこし事業を募集（2次募集）します

魅力と活力ある地域をつくるため、地域団体などが自主的に取り組む事業を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1 応募資格

以下の全ての要件を満たす地域団体など

- (1) おおむね一関市民で構成された団体
- (2) 10人以上で構成された団体

#### 2 対象事業

ソフト事業で次に掲げる取り組み

- (1) 産業の振興に資する内容や地域資源・地域特性を生かした事業
- (2) 市内外で交流、連携するなど、市民活動や地域経済の活性化に資する事業
- (3) 次代を担う人材の育成などに資する事業
- (4) 省エネルギー、再生エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築に資する事業
- (5) 安心・安全に暮らすことのできる、環境づくりなどに資する事業
- (6) 上記のほか、活力ある地域づくりに資する事業

#### 3 補助対象期間と補助金の額

補助決定の日から当該年度内に実施される事業で、上限額を50万円とします。

また、申請年数によって次のとおり補助率が変わります。

- ・ 申請1年目 対象経費の3分の2以内の額
- ・ 採択後の実施2年目 対象経費の2分の1以内の額
- ・ 採択後の実施3年目 対象経費の3分の1以内の額

## 4 対象経費

補助対象事業を実施するため、直接必要な経費

対象経費の例・・・外部講師や指導者への謝礼金、パンフレット・ポスターなどの印刷代、会場使用料、機材などの賃借料、事業参加者の保険料など

## 5 応募方法

6月27日（金）から7月11日（金）の間に、市役所本庁まちづくり推進課または各支所地域振興課に事前相談を行ったうえで、7月4日（金）から24日（木）の間に、事前相談を行った窓口に事業提案に必要な書類を持参してください。

地域おこし事業費補助金募集要項（別添）および申請書の様式は「協働推進ホームページ輪っしょい！WEB（市公式ホームページ内）」に掲載しています。

## 6 審査方法

公開ヒアリング、審査会（非公開）を経て決定します。



▶ホームページはこちら

## 7 その他

- (1) 他の助成制度と重複して補助を受けることはできません
- (2) 申し込み多数の場合は、予算の範囲内で上限額を調整する場合があります
- (3) 詳細は、本庁まちづくり推進課または各支所地域振興課にお問い合わせください

## 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

まちづくり推進部まちづくり推進課まちづくり企画係 主事 氷室

電話：(0191)21-8671（ダイヤルイン）

FAX：(0191)23-4850

メールアドレス：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

**令和7年度  
一関市地域おこし事業費補助金募集要項  
【 2次募集 】**

**一 関 市**

## 1 補助金の交付目的

一関市地域おこし事業費補助金は、市内の地域団体などが、地域おこしや人づくりの活動に自主的に取り組み、事業を行う場合の経費に対して補助するもので、魅力と活力あるまちづくり、地域づくりの活動に取り組むきっかけを支援する補助金です。

## 2 補助対象事業

市内の地域や民間の団体等が、地域おこしや人づくりの活動に取り組む、ソフト事業に対して支援します。

- (1) 産業の振興に資する内容や地域資源・地域特性を生かした事業
- (2) 市内外で交流、連携するなど、市民活動や地域経済の活性化に資する事業
- (3) 次代を担う、人材の育成などに資する事業
- (4) 省エネルギー、再生エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築に資する事業
- (5) 安心・安全に暮らすことのできる、環境づくりなどに資する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、活力ある地域づくりに資する事業

- 同一の内容の事業 ※ について、複数年の事業提案をすることができます。ただし、同一団体等からの同一事業の提案は、3年を限度とします。
- 事業の内容が補助金の交付目的、対象事業に該当しないと認められる場合には、補助金の交付対象になりません。

※ 同一の内容の事業に該当する例

- ・ 事業の実施場所や会場を変えて行う事業
- ・ 同一の団体や個人を招いてコンサートやイベントを実施する事業
- ・ 対象者を変え、同じことに取り組んでいる事業

※ 補助金を利用して取り組む事業の例を、次ページに記載しています。

### < 取り組む事業の例 >

イベントや講演会、ワークショップなど、事業を実施することで、地域おこしや人づくり、活力ある地域づくりにつながる事業が補助金の対象事業となります。

- 地域の資源や特色（名物、名所、特産品の活用）を PR するイベント
- 地域や人が元気になり、楽しめるイベントの開催
- 人の行き来や交流を促進するイベントの開催
- 地元農産物などを活用した特産品の開発
- 人材育成を目的とした講演会やワークショップの開催
- 参加団体同士の活動や交流、連携を深める交流事業
- 環境に優しい取り組みを紹介する講演会やワークショップの開催
- 地域や家庭で安全に暮らすための講演会や講習会の開催

## 3 補助対象外となる場合

『2 補助対象事業』に該当する内容であっても、次にあてはまる場合は、対象事業として認められません。

- (1) 国、地方公共団体、その他の団体等から補助を受けている、または受ける見込みのある事業（他の助成制度などと重複して補助を受けることはできません）
- (2) 従来から行われている事業をそのまま実施する事業
- (3) 同一の内容の事業について、本補助金から3回の支援を受けた事業
- (4) 特定の個人または団体等の営利を目的とする事業
- (5) その他市長が適当でないと認めた事業

## 4 応募資格

次の要件に、いずれも該当する団体が応募できます。

- おおむね一関市民で構成された団体
- 10人以上で構成された団体

※ ただし、地域協働体、自治会その他運営に対し補助を受けている団体及び市が事務局を担っている団体は、応募することができません。

## 5 補助対象期間と補助金額

### 【対象となる事業の期間】

交付決定の日から**令和8年（2026年）2月末まで**に実施される事業

補助金の額と補助率		
申請1年目	対象経費の3分の2以内の額	(上限額 50万円) ※
申請2年目	対象経費の2分の1以内の額	(上限額 50万円) ※
申請3年目	対象経費の3分の1以内の額	(上限額 50万円) ※

※ ただし、予算の範囲内で、限度額が変更になる場合があります。

※ 令和8年2月28日までに事業を完了する必要があります。

※ 複数年度取り組もうとする事業で、申請1年目に交付決定となった場合でも、3年間の補助金の交付が確約されるものではありません。

## 6 補助対象経費

補助対象となる経費は、補助対象事業を実施するため、直接必要な次の経費です。

支出科目	内 容
報 償 費	外部講師や指導者等への謝礼
旅 費	外部講師や指導者等の交通費・宿泊費 講師等との事前の調整等に係る交通費
消 耗 品 費	資料・チラシ・ポスターなどの用紙代、DVD、電池、材料費等 (事業実施に必要な数量に限る)
燃 料 費	事業実施に必要な燃料 (ガソリン、灯油等)
食 糧 費	労務作業の際の飲み物代 外部講師や指導者等の飲み物代

支出科目	内 容
印刷製本費	パンフレット・チラシ・各種資料等の印刷費
通信運搬費	通信料金、郵送料、宅配便送料
広告料	事業実施に必要な周知を新聞・折り込み広告・インターネット・SNS等で実施した場合の経費
手数料	口座振替・代引手数料等の補助事業における経費支払に要する経費
保険料	事業実施に必要なイベント等の保険等
委託料	団体の構成員が行えない業務を外部に委託した費用
使用料及び 賃借料	会場使用料、機械器具等レンタル料、バス等借上料等 ※飲食を目的とするものを除く
備品購入費	事業実施に特に必要と認められる備品の購入費用 ※ 要相談
その他	その他市長が認める経費

**以下の経費は補助対象経費として認められません。**

- ・ 団体の経常的な活動に要する経費、事務所の維持管理費  
(例)・人件費、団体の活動に必要な物品の購入費、活動を広報するための印刷費等
- ・ 事務所の賃借料、光熱水費、通信費等
- ・ 団体の構成員・イベント参加者等の人件費、謝礼、飲食の経費
- ・ 弁当代、土産代、接待代
- ・ 他の組織、団体に支払う負担金、助成金、寄付金
- ・ 領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費
- ・ その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

## 7 応募方法

事前相談の終了後、次の書類を市役所まちづくり推進課、または各支所地域振興課の窓口へ持参してください。

No.	様式名称	様式	備考
1	地域おこし事業費補助金 事業提案書	(別記様式1)	
2	事業計画書	(様式第2号)	※
3	複数年 事業計画書 ※複数年に渡る事業の計画の場合、提出してください。	(別記様式2)	
4	収支予算書 ※5万円を超える物品購入等の場合、具体的な積算根拠が記載された見積書の写しを添付してください。	(様式第3号の1)	※
5	団体の規約		※
6	団体の構成員名簿 ※住所、氏名、団体の役職がある者はその役職が記載されているもの		※
7	事業提案書提出時自己チェックシート	(別記様式3)	
8	その他市長が必要と認める書類		※

※ **複数年に渡って取り組む場合は、年度ごとに事業提案書の提出が必要になります。**

※ 「備考欄※印」の書類については、補助金交付申請時の書類を兼ねます。

※ 補助金交付申請書は、審査会を経て、事業提案が採択された団体に別途提出していただきます。

### 応募に当たっての留意事項

- ・ 提出された書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- ・ 提出された書類は、個人情報に関する部分を除き、原則として情報公開の対象となります。
- ・ 事業提案に当たり、追加資料の提出などをお願いする場合があります。

## 8 事前相談、事業提案書受付期間

### 【 ① 事前相談期間 】

**6月27日（金）～7月11日（金） 9時～17時（土日祝日を除く）**

- ・ 事業提案したい団体は、事前に電話予約のうえ、期間内に必ず事前相談を行ってください。
- ・ 事前相談は、事業提案書提出時の提出書類『様式第2号 事業計画書』の内容に基づいて行います。

（『事業計画書』を作成して持参いただくと、相談がスムーズに行えます。）

### 【 ② 事業提案書 受付期間 】

**7月4日（金）～7月24日（木） 9時～17時（土日祝日を除く）**

### 【 ③ 事業提案書 受付締切 】

**7月24日（木） 17時**

### 【 事前相談先、事業提案書提出先 】

市役所本庁まちづくり推進課 または 各支所地域振興課

### 【 募集要項、様式等 配布先 】

募集要項及び様式等は、上記窓口で配布しています。

また、『一関市協働推進ホームページ 輪っしょい！WEB』でダウンロードできます。



▶ホームページURL

輪っしょい！WEB / <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kyodo/>

## 9 公開ヒアリング、審査会

事業提案書の内容について、提案団体から説明を行い、審査員によるヒアリングを受けていただきます。ヒアリングにより提案内容を確認し、認定事業の可否について審査します。

### (1) 公開ヒアリング

**日 時 : 令和7年8月9日（土） 9時～12時（予定）**

**場 所 : 一関市役所**

- ※ 事業提案団体は、必ず公開ヒアリングに出席していただきます。
- ※ ヒアリングは公開で行います。
- ※ 発表時間は10分程度、その後、審査員によるヒアリング（5分程度）があります。

## (2) 審査会 <非公開>

- ・ 審査会では、提案された事業が補助金の交付対象として、ふさわしい事業であるかを総合的に審査し、認定事業の選考を行います。
- ・ 審査結果については、郵送により書面で通知します。
- ・ 審査会での協議により、事業提案について意見を付して採択となる場合があります。

### — 事業提案の認定基準は次のとおりです —

- ・ 事業を実施することで、魅力と活力のあるまちづくり、地域づくりにつながる事業であるか。（補助金の交付目的を達せられる内容であるか。）イベント、講演会、ワークショップやその他、補助金を利用して事業に取り組むことで、地域や、住んでいる人に良い結果（成果）をもたらすか。

（良い結果の例）

- 地域の資源や特徴が生かされた。（名物、名所、特産品の活用）
- 地域や人が元気になった、楽しんでもらった。（イベントの実施）
- 人の行き来が増えた。（イベント、交流事業）
- 産業の振興や、経済の活性化につながった。（特産品開発）
- 人材育成につながった。（講演会、ワークショップ）
- 参加する団体の活動や交流、連携が活発になった。
- 環境にやさしい取り組みが広がった。（講演会、ワークショップ）
- 地域で安全に暮らすことができる環境づくりにつながった。

（講演会、ワークショップ）

- ・ 事業内容、実施体制などが具体的で、実現可能な内容となっているか。
- ・ 事業計画を実現するために、適切な予算内容、収支計画となっているか。

## 10 実績報告と補助金の交付

### 1 実績報告

#### (1) 事業の実績報告

補助金の交付を受けた団体には、事業完了後、実績報告書を提出していただきます。

##### ① 提出書類

No.	様式名称	様式
1	事業実績書	(様式第2号)
2	収支精算書	(様式第3号の1)
3	補助対象経費の支払を証明する書類の写し(領収書など)	
4	事業の実施状況が確認できる写真、資料等	
5	その他市長が必要と認める書類	

##### ② 提出期限

事業が完了した日から起算して概ね1か月以内または令和8年3月15日のいずれか早い日

#### (2) 実績報告会

補助金を利用し事業を実施した団体は、実績報告会に出席し、取り組みの成果等について発表していただきます。

**実績報告会 : 令和8年3月 ※実施予定**

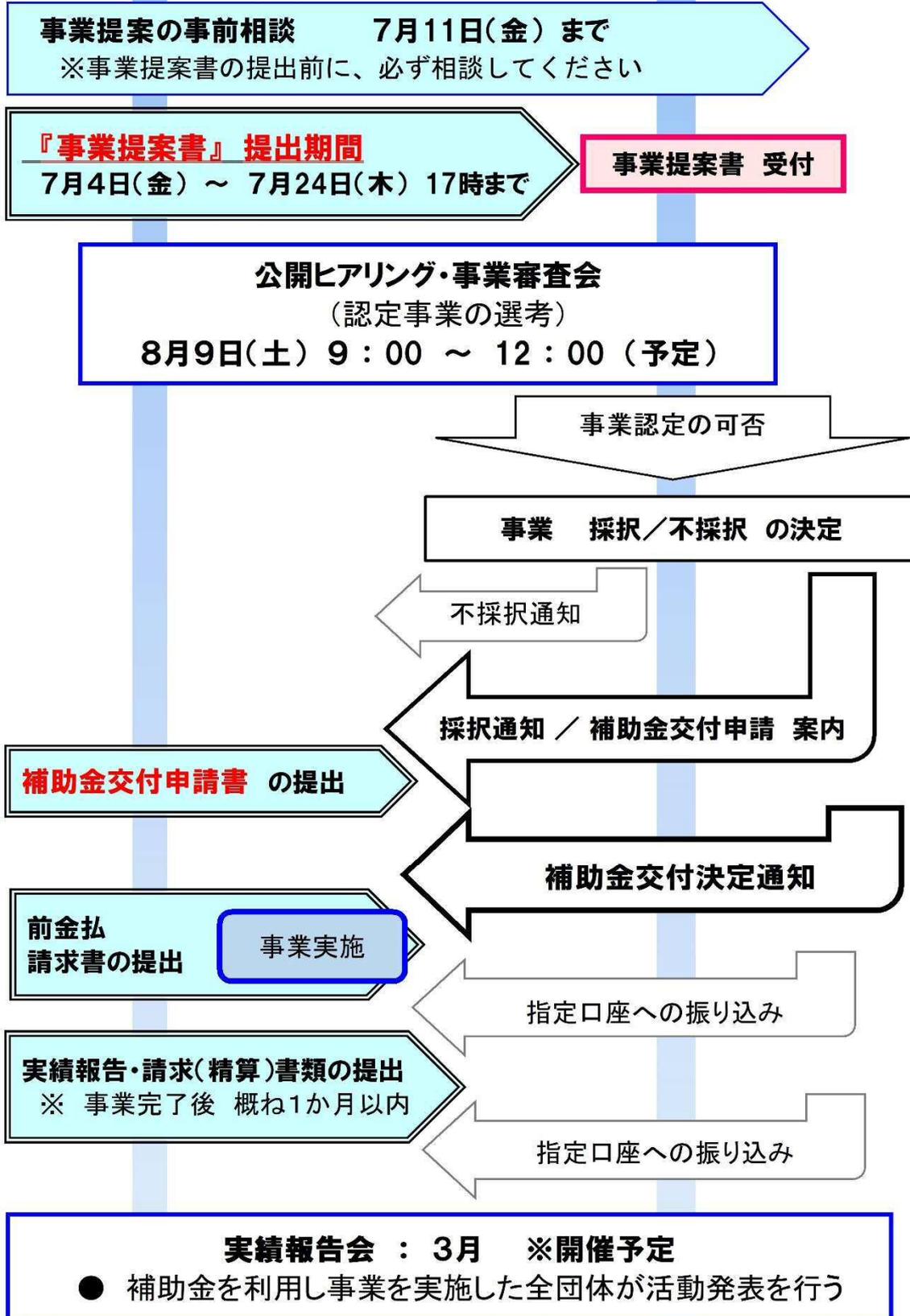
### 2 補助金の交付

事業の完了後、事業実績書類をもとに補助金額を確定し、交付します。ただし、事業の円滑な遂行を確保するうえで必要があると認められるときは、補助金交付決定額の範囲内(交付決定額の8割以内)で、前金払により交付することができます。

## 11 手続きの流れとスケジュール

【 事業提案／申請団体 】

【 市 】



## お問い合わせ

地域おこし事業に関するご不明な点は、まちづくり推進課または支所地域振興課までご相談・お問い合わせください。

なお、お越しになる場合には、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

### 一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

電話：0191-21-8671

FAX：0191-23-4850

E-mail：machi@city.ichinoseki.iwate.jp

花泉支所地域振興課 電話 82-2212

室根支所地域振興課 電話 64-3802

大東支所地域振興課 電話 72-4073

川崎支所地域振興課 電話 43-2111 (代表)

千厩支所地域振興課 電話 53-3904

藤沢支所地域振興課 電話 63-2111 (代表)

東山支所地域振興課 電話 47-2113

★ 地域おこし事業費補助金の様式等はこちらのホームページからダウンロードできます。

一関市協働推進ホームページ 輪っしょい！WEB

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kyodo/>



▶ホームページURL

### “いちのせき市民活動センター” 皆さんの活動をサポートします！

いちのせき市民活動センターは、地域の課題解決のために活動している皆さんや、これから活動しようとする皆さんへのアドバイスや情報提供など、さまざまな相談支援を行っています。

事業の企画や予算書の作り方、事業運営の仕方、事業報告書や決算書の作り方などの相談支援が可能です。相談を希望する場合は、いちのせき市民活動センターにお問い合わせください。

いちのせき市民活動センター

〒021-0881 一関市大町4-29 なのはなプラザ4階

TEL 0191-26-6400

FAX 0191-26-6415

Email center-i@tempo.ocn.ne.jp

いちのせき市民活動センター

せんまやサテライト

〒029-0803 一関市千厩町千厩字町149

TEL 0191-48-3735

FAX 0191-48-3736



▶ホームページURL